

答申第 799 号

諮問第 1370 号

件名:行政不服審査法第 15 条で年齢の記載を義務づける理由が分かるものの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が平成 27 年 1 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
本件開示請求は、審査請求人が愛知県公安委員会に提出した審査請求について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行い受理が為され、又審議の終了が為されている事案がいくらかでもあるにも関わらず、今回に限って、住民サービス課職員 A が、「審査請求書を訂正しない限り、審査請求書を受理しない。」などとし、審査請求人による年齢を記載する必要性についての問いに対して、「年齢を記載することは決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」として、何ら説明する責務も果たさず、過去に再三重要な違反があるかのように装い、公安委員会を煽って過去に遡って補正命令書の発令が為され、審査請求人の意に反し、訂正の強要が行われたことに対する事実立証をするための開示請求である。審査請求人には愛知県情報公開条例第 1 条に基づき、本件開示情報（過去に行われた審査請求がすべて廃棄されなければならない理由も含め）について「知る権利」がある。

ない訳がない。審査請求人は判断基準のないものを、「必ず記載しろ。」と強要を受けている。

イ 実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出されたが、当該意見書の実施機関への送付を拒否していることから、その内容は記載しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を管理しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「行政文書及び自己情報開示請求の不服申し立てにおいて、不服申立人の住所・氏名・電話番号等の本人を特定できる情報だけで十分であると思うが、」と申し述べた後、「住民サービス課職員が、どうしても年齢を記載する必要があると強要する理由が分かる情報」の開示を求めている。

イ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）は、第 15 条第 1 項第 1 号において、「審査請求人の年齢」を、審査請求書に記載しなければならない事項と規定している。

また、旧行政不服審査法は、第 21 条において、不服申立ての審査庁は、審査請求が不適法であって補正することができるものであるときは、補正を命じなければならないとしている。

ウ 愛知県公安委員会事務専決規程（昭和 53 年愛知県公安委員会規程第 3 号）（当時）は、旧行政不服審査法第 21 条の規定による補正命令に関する事務については、警察本部長が専決できることを定めている。

したがって、愛知県公安委員会が審査庁となった場合に、「審査請求人の年齢」の記載のない不適法な審査請求であっても、補正できると判断されれば、愛知県公安委員会の名において警察本部長が補正を命じることになる。

エ 警察本部長は、関係法令を適正に適用して補正命令を行うから、愛知県警察本部警務部住民サービス課職員が、「年齢を記載することに決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」を理由にするしないにかかわらず、「どうしても年齢を記載する必要がある」と「強要」することはあり得ないため、「強要する理由が分かる情報」が記載された文書が作成されることはない。

オ しかしながら、その後の本件開示請求書の記載に、「すなわち、行政不服審査法第 15 条で年齢の記載を義務づける理由が分かるもの」という部分があるため、その部分のみで本件請求対象文書を特定すれば、法律の条文の制定理由に関する文書を請求したと判断されることから、対象文書が存在する可能性がある。

カ しかし、旧行政不服審査法の条文の制定理由に関する情報の請求先を、

条例の実施機関である警察本部長としていることに疑義が生じたため、審査請求人に対して請求の趣旨を確認したが、審査請求人の回答は、「法律で決まっているから年齢を書かなければいけないということを教えてほしいのではない。なぜ法律で、「年齢を書かなければいけない」と決めただのかを教えてほしい」であった。

キ よって、旧行政不服審査法第 15 条第 1 項第 1 号において、「審査請求人の年齢」を、審査請求書に記載しなければならない記載事項として制定した理由が記載された行政文書を、実施機関が保有していれば、本件請求対象文書となる。

(2) 条例第 11 条第 2 項の該当性

本件に係る開示請求は、法律の条文の制定趣旨に関する文書の開示を、条例の実施機関に対して求めてきたものであったが、開示請求日現在、実施機関において、「審査請求書に記載しなければならない記載事項として、「審査請求人の年齢」を規定した理由が記載された行政文書」については、保有していなかったことから、条例第 11 条第 2 項の開示請求に係る行政文書を管理していないときに該当するものとして、本件開示請求を不開示決定したものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

旧行政不服審査法第 15 条は、審査請求書の記載事項を定めており、その一つとして、第 1 項第 1 号に審査請求人の年齢が定められている。

よって、本件請求対象文書は、旧行政不服審査法第 15 条第 1 項第 1 号において、審査請求人の年齢を審査請求書の記載事項として義務付けている理由が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 当審査会において実施機関に確認したところ、本件開示請求は、法律の条文の制定趣旨に関する文書の開示を求めており、実施機関においては、旧行政不服審査法の制定に関して検討することはないとのことである。

イ 旧行政不服審査法は、行政庁の処分に関し行政庁に対し不服申立てを

することができるための制度についての一般法であり、その規定の趣旨や理由について疑義等があれば、その都度市販の解説書を参照する等により対応できるものと解される。したがって、本件請求対象文書を管理していないという実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を管理しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書及び自己情報開示請求の不服申し立てにおいて、不服申立人の住所・氏名・電話番号等の本人を特定できる情報だけで十分であると思うが、住民サービス課職員が、どうしても年齢を記載する必要性があると強要する理由が分かる情報。(年齢を記載しなければならない法的根拠、不服申し立てをするには年齢制限がある等) すなわち、行政不服審査法第15条で年齢の記載を義務づける理由が分かるもの。但し、「年齢を記載することに決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」は理由にはならない。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 6	諮問
27. 6. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 3 (第480回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 800 号

諮問第 1372 号

件名：仮に年齢を記載しないことが不適法であるとして公安委員会が審査請求人の同意もなく諮問中となっている事件を取り下げることができる規定ないしはその法的根拠が分かる情報の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 2 月 2 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

異議申立人の求める情報を、管理していないはずがない。

愛知県情報公開条例第 1 条に規定する県民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進を求める。

現に、愛知県公安委員会が、行政不服審査法に規定のあるだろう諮問事件の「取下げ」とする法律行為を独自の解釈により決定し行っている。

仮に、法に規定のない行為を公安委員会が行えば、不適法な行為であるし、又そのことが個人の権利を侵害するものとなれば、公務員職権濫用罪の適用となる。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 異議申立人の主張

毎回、異議申立人による開示請求書記載内容の訂正を強要する愛知県警察本部 A らにより今般執拗に強要された「年齢」の記載について

は、過去に愛知県警察に対する開示請求において何回でも「年齢」を記載することなく開示請求の受理が為され諮問が行われており、その他の市町村、及び国に対する開示請求においても「年齢」を記載することなく受理が為されている。

行政不服審査法を管轄する総務省によれば、「年齢」の記載については、必ずしも必要な記載事項ではなく、記載を強要するものではない。近々記載事項から削除される項目である旨回答を得ている。

(イ) 公安委員会による不開示理由説明書について

「本件請求対象文書は、愛知県公安委員会が愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項の規定により愛知県個人情報保護審議会に行った諮問について、当該諮問に係る審査請求書に年齢が記載されていないことが不適法であるとした場合に、審査請求人の同意なく、当該諮問を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書であると解した。」とするが、全くの独自の見解である。

そもそも、審査請求された側が取り下げる行為自体が違法であり、不適法であるので、「取下げ」を規定した法律などは存在しない。

(ウ) 結論

「愛知県警察本部 A らが行った「取下げ」は、法に規定のない個人の権利を侵害する違法行為であるので、開示請求情報は存在致しません。」とすべきである。

愛知県公安委員会による違法（不適法）な「取下げ」について、異議申立人の権利として、再度、その諮問を求めるものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、愛知県公安委員会が愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）第 43 条第 1 項（当時。以下同じ。）の規定により愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に行った諮問について、当該諮問に係る審査請求書に年齢が記載されていないことが不適法であるとした場合に、審査請求人の同意なく、当該諮問を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項には、「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問しなければ

ならない。」とあり、同項各号の一つとして、第1号に「不服申立てが不適法であり、却下するとき。」とある。

愛知県個人情報保護条例解釈運用基準(平成17年3月30日付け16広報第1021号県民生活部長通知)(当時)によれば、審査請求が「不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。)第40条第1項に基づき却下する場合を意味するとし、該当するケースとして、「不服申立適格のない者からの不服申立てであるとき」、「不服申立書の記載の不備について、補正を命じたにもかかわらず、不服申立人が補正を行わないため、形式的不備のある不服申立てであるとき」等が例示され、このようなケースについては、審議会の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないとあるが、諮問した案件の取下げの可否や根拠についての記載はない。

ところで、審査請求書の記載事項を定める旧行政不服審査法第15条によると、同条第1項第1号において審査請求人の年齢が記載事項の一つとされており、この記載事項を満たさない形式的不備は、旧行政不服審査法第40条第1項の「審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」のうち「その他不適法であるとき」に一応は該当するが、旧行政不服審査法にも、愛知県個人情報保護条例第43条第1項の規定により審議会に諮問した案件の取下げの可否についての規定はない。

念のため、愛知県個人情報保護条例を所管し、審議会の庶務を処理する愛知県民生活部県民総務課において、本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

旧行政不服審査法第15条は、審査請求書の記載事項を定めており、その一つとして、第1項第1号に審査請求人の年齢が定められている。

よって、本件請求対象文書は、特定の日付及び文書番号により愛知県公安委員会が審査請求に係る諮問の取下げをしたことについて、愛知県個人情報保護条例の規定には、遅滞なく審議会に諮問しなければならないとあるが、仮に審査請求書に年齢を記載しないことが不適法であるとして、愛知県公安委員会が審査請求人の同意もなく、審議会に諮問中である諮問案件を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 愛知県個人情報保護条例は、第43条第1項において、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服申立てがあった場合における審議会への諮問を実施機関に義務付けるとともに、諮問を要さない場合を同項各号で定めているが、諮問の取下げについての規定はない。

また、当審査会において愛知県個人情報保護条例解釈運用基準(当時)を見分したところ、諮問の取下げについての記載はなかった。

イ 審議会への諮問は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てに係る調査審議を審議会に行わせ、その答申を踏まえて実施機関が当該不服申立てに係る決定又は裁決を行うためになされるものである。よって、明文の規定はなくとも、不服申立てが取り下げられた場合など、審議会の答申を踏まえて決定又は裁決をすべき不服申立てが存在しなくなれば、実施機関が諮問を取り下げることとなることは明らかであると解される。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成○年○月○日付け愛知県公安委員会による○発第○号、○号、○号、○号による審査請求に係る諮問の取下げについて、愛知県個人情報保護条例第43条第1項第1号の規定は、「審議会への諮問等について遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。」とあるが、仮に「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 24	諮問
27. 5. 29	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 3. 18 (第484回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 7. 11 (第493回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 801 号
諮問第 1389 号

件名：仮に年齢を記載しないことが不適法であるとして公安委員会が審査請求人の同意もなく諮問中となっている事件を取り下げることができる規定ないしはその法的根拠が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 27 年 2 月 2 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が同年 3 月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

愛知県公安委員会が審査請求人による審査請求に係る諮問の取下げを行っているが、公安委員会が審査請求人の同意もなく諮問中となっている事件の取下げという法律行為について、行政不服審査法における規定、ないしはその法的根拠が分かる情報を、審査請求人には「知る権利」があり、公安委員会には説明する責務がある。

毎度お馴染みの「愛知県情報公開条例第 10 条、第 7 条第 2 号に該当する」であるが、どここのどの部分が該当するのかが、全く分からず十分に説明が為されていないので反論できないが、実際に、本件審査請求人による審理中である諮問事件の取下げという法律行為が、審査請求人に対する不利益処分として行われており、取下げという法律行為が為された以上は、不適法ではなく適法であるはずであるため。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(7) 審査請求人の主張

本件開示請求は、審査請求人が情報公開請求をする度に、細部にわたって請求人の請求の趣旨に反し、補正の強要をする住民サービス課職員 A が、補正強要拒否に腹を立て現在に至るまで再三年齢の記載のない異議申立てを受理し答申が為された事実がいくつもありながら、今回に限って、受理をした異議申立てを数日間の補正の期間を区切り、それに応じないとして、行政不服審査法に規定のない不適法な「取下げ」とした事案について、その理由説明を求めた情報公開請求である。

(そもそも、住民サービス課職員 A の異議申立てを受理した行為自体が「不適法」である。)

(4) 愛知県公安委員会による不開示理由説明書について

不開示理由説明書において、「平成〇年〇月〇日付け愛知県公安委員会による〇発第〇号、〇号、〇号、〇号」と「審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。」を開示請求の意に反し関係付けることにより、個人情報である理由付けし、毎度お馴染みの「個人を特定できる情報」である存否応答拒否を利用したものである。

(ウ) 結論

本件開示請求は、「審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。」であり、一般的な情報の開示を求めたものであるので、公安委員会の不適法な行為（行政不服審査法に規定のない「取下げ」）の理由について市民には「知る権利」がある。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第 5 条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示請求時においても、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）に規定されているような保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提示又は提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第 7 条に基づいて判断されるも

のであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第 3 条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、さらに、条例第 7 条第 2 号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第 10 条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「平成〇年〇月〇日付け愛知県公安委員会による〇発第〇号、〇号、〇号、〇号」という具体的な文書番号に係る「審査請求に係る諮問の取下げ」について、「愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項第 1 号の規定は、「審議会への諮問等について遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。」とあるが、仮に「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報」の開示を求めている。

イ 愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項第 1 号（当時）は、開示決定等について行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）による不服申立てがあったときは、不服申立てが不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない旨規定している。

ウ 諮問された不服申立ては、審議会において調査審議されることとなるが、諮問中となっている案件について、「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、「平成〇年〇月〇日付け愛知県公安委員会による〇発第〇号、〇号、〇号、〇号」により「審査請求に係る諮問の取下げ」が通知された事実があれば、その行為に係る「規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。」が、本件請求対象文書となる。

(3) 本件請求対象文書の性質

本件請求対象文書の存在不存以前の問題として、本件開示請求書には、「平成〇年〇月〇日付け愛知県公安委員会による〇発第〇号、〇号、〇号、〇号による審査請求に係る諮問の取下げについて、愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項第 1 号の規定は、「審議会への諮問等について遅滞なく、

審議会に諮問しなければならない。」とあるが、仮に「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。」という、特徴のある記載がなされており、開示を求めている特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当該審査請求の当事者以外の者には知り得ない情報である。

本件開示請求は、審査請求人又は審査請求人の関係者が当該審査請求の当事者となっている事例に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件請求対象文書が存在しても、審査請求人又は審査請求人の関係者という特定の個人の情報を含んだ文書となる。

(4) 不開示情報該当性

よって、本件請求対象文書の存否にかかわらず、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度においては、本件請求対象文書のありなしを答えることは審査請求人に対し、審査請求人又は審査請求人の関係者に関する情報を開示することとなる。

その情報は個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない、個人を識別できる不開示情報である。

さらにこの情報は、「平成〇年〇月〇日付け愛知県公安委員会による〇発第〇号、〇号、〇号、〇号」という具体的な文書番号の「審査請求に係る諮問の取下げ」により、「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、「公安委員会」により、「審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げ」られた者に関する情報であり、請求者にとって不利益となる行政処分に関する詳細な情報であることから、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格的な権利利益を害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第10条該当性

特定の個人の情報を含む行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、不開示とすべき特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

旧行政不服審査法第15条は、審査請求書の記載事項を定めており、その一つとして、第1項第1号に審査請求人の年齢が定められている。

よって、本件請求対象文書は、特定の日付及び文書番号により愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査請求に係る諮問の取下げをしたことについて、愛知県個人情報保護条例の規定には、遅滞なく審議会に諮問しなければならないとあるが、仮に審査請求書に年齢を記載しないことが不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、審議会に諮問中である諮問案件を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第7条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方に基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、公安委員会により審査請求に係る諮問の取下げが行われたとする日付及び文書番号を指定した上で、遅滞なく審議会に諮問しなければならないとする愛知県個人情報保護条例の規定を引用しつつ、仮に審査請求書に年齢を記載しないことが不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、審議会に諮問中である諮問案件を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書を求めるものである。

エ 実施機関によれば、本件開示請求書には、特定の審査請求の処理に関

する情報が詳細に記載されており、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、本件審査請求人又はその関係者が当事者となっている事例に関する情報の開示を求めているものと解するほかなく、仮に本件請求対象文書が存在するとしても、特定の個人の情報を含んだ文書となることである。

オ 本件開示請求書には、特定の日付及び文書番号で公安委員会により審査請求に係る諮問の取下げがあった旨が記載されている。この記載は、公安委員会が特定の日付及び文書番号により審査請求に係る諮問を取り下げたことを前提としたものであるが、当該日付及び文書番号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものとは認められず、当該前提のみでは、文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号の不開示情報を開示することにはならない。

また、その余の記載を併せ読んだとしても、「仮に」とした上で法的根拠を求めており、本件開示請求は、一般的な情報を求めているものと解される。

よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えたとしても、特定の個人が審査請求書に年齢を記載することなく公安委員会に審査請求をし、当該審査請求についての審議会への諮問が同意なく取り下げられたという事実の有無を明らかにすることになるとまでは認められない。

カ そして、「仮に審査請求書に年齢を記載しないことが不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、審議会に諮問中である諮問案件を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書」の存否を答えたとしても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示することになるとは認められない。

キ したがって、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるとした実施機関の判断は、妥当であるとはいえない。

以上のことから、実施機関は、本件請求対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成○年○月○日付け愛知県公安委員会による○発第○号、○号、○号、○号による審査請求に係る諮問の取下げについて、愛知県個人情報保護条例第43条第1項第1号の規定は、「審議会への諮問等について遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。」とあるが、仮に「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 22	諮問
27. 8. 28	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 9. 3	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 3. 18 (第484回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 7. 11 (第493回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 802 号

諮問第 1390 号

件名：開設者事業報告書等の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、貸借対照表（法人の印影を除く。以下「本件情報」という。）を開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 1 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 3 月 6 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件情報の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同月 13 日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件情報の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件情報の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 27 日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件情報の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書は、公に公開されているものではないため、一部でも開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、愛知県情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当する。

会社法で公開することが定められている要旨以外は、開示する必要性がない。

イ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回の情報公開条例で請求があった文書は、市場法で愛知県に提出している書類である。この開示がされるとは思わずに毎年出していた。それには、会社内の個人的な情報も含まれている。

去年の今ごろ、特定の業者から、この開示請求がされたと思うが、まず、誰が請求しているのか不信感があった。どうして、うちの内部情報が知りたいのかなと疑心暗鬼になった。業界内、疑心暗鬼になっている。

かなり特定の業者から紹介されてというファックスが来たり電話営業がある。条例を商売に利用する人もいるのだなと思った。

初め、条例ができたとき、いい条例ができたなと賛成した。公務員の不正とか、議員の不正とか、暴くためだと思っていた。オンブズマンがニュースに出るとき、すごいなと思っていた。しかし、それを逆に、逆に利用して、情報を得るといこともできるのだなと今回知った。

市場法で定められているから私たちは出すのである。市場が突然潰れることは、毎年ある。それを食い止めるために愛知県が見ていると思っている。決算内容が危ないのではないか、見ていると。だから、健全経営をしようと思う。目的が違う。県を信用して、決算書とか議事録を提出している。どうして渡すのか。そこは守っていただきたいと思う。

会社法で公告の義務があるというのは分かる。要旨というのは、題目の数字だけでよいと聞いている。ただ、それ以外のことで異議申立てをしないと全部出してしまうというのは反対である。その手続が面倒くさい。毎年そういう作業が出るというのも嫌である。勝手に出されてしまうというのは嫌である。目的が違うと思う。会社法で請求するのなら、それで請求してほしい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件情報を開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

愛知県内で地方卸売市場を開設しようとする者及び愛知県内の地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 55 条及び第 58 条第 1 項の規定により、知事の許可を受けなければならない。そして、同法第 55 条の許可を受けた者である開設者及び同法第 58 条第 1 項の許可を受けた者である卸売業者は、愛知県地方卸売市場条例（昭和 46 年愛知県条例第 53 号）第 25 条に基づき、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

本件行政文書は、特定の株式会社（以下「本件事業者」という。）が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及

びその添付書類であって、開設者事業報告書、卸売業者事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費並びに株主名簿である。

本件行政文書のうち、貸借対照表については、法人の印影を除き、開示することとしている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、貸借対照表の開示決定を取り消す決定を求めていることから、異議申立ての対象となる部分は、本件情報であると解される。

(2) 本件情報を開示することとした理由

株式会社の貸借対照表については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 440 条第 1 項において、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と定められている。

また、同条第 2 項において、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」とされている。ここでいう要旨については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 138 条から第 142 条までに定められており、資産の部は流動資産、固定資産及び繰延資産、負債の部は流動負債及び固定負債、純資産の部は株主資本（資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金（資本準備金及びその他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金及びその他利益剰余金）、自己株式及び自己株式申込証拠金）、評価・換算差額等及び新株予約権に区分すること等とされている。

以上のとおり、株式会社は、貸借対照表について公告することとされており、その内容については、開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

異議申立人は、異議申立書において、「会社法で公開することが定められている要旨以外は、開示する必要性がない」と主張している。

確かに、前記で述べたとおり、会社法第 440 条第 2 項においては、公告方法を官報又は日刊新聞紙に掲載する方法とする株式会社の貸借対照表については、会社計算規則第 138 条から第 142 条までに定める要旨の公告で足りるとされている。

しかし、会社法第 440 条第 1 項において、株式会社には貸借対照表の公告が義務付けられている以上、本件情報は、公にすることが予定されているものと解され、これを開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと考える。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから開示す

ることとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の株式会社が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及びその添付書類である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示とし異議申立ての対象となった部分は、貸借対照表（法人の印影を除く。）である。

(3) 不開示情報該当性について

異議申立人の主張は、本件情報が一部でも開示されると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当するというものである。

そこで、本件情報が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障することから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

イ 会社法第 440 条第 1 項においては、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」

と規定している。

ウ 一方、会社法第 440 条第 2 項においては、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」と規定しており、公告方法として、同法第 939 条第 1 項第 1 号に掲げる方法である「官報に掲載する方法」又は同項第 2 号に掲げる方法である「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」を定款で定める株式会社は、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下同じ。）の要旨を公告することで足りることとしている。

これは、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合は、要旨による公告を認めることで、公告のスペースを減らし、掲載に要する費用を削減するといった、官報又は日刊新聞紙という公告方法の性格に配慮したものと解される。

エ 現に、公告方法として、会社法第 939 条第 1 項第 3 号に掲げる方法である「電子公告」を定款で定める株式会社の場合は、要旨による公告でなくとも費用面の負担に変わりはないと考えられ、同法第 440 条第 1 項の規定により、貸借対照表の全文の公告が必要とされている。

オ また、会社法第 440 条第 3 項においては、「前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前 2 項の規定は、適用しない。」と規定している。

この規定は、会社法第 440 条第 2 項の株式会社、すなわち公告方法として官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定める株式会社が、その公告方法に代えて、インターネット上のウェブサイトに貸借対照表の内容を掲載する方法をとることができるとする規定であるが、これにより公開する貸借対照表も、前記エと同様に、その全文の公開が必要とされている。

カ このように、会社法では、株式会社の貸借対照表を公にすることを前提としており、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合に限り、その特性に応じて、要旨の公告を認めているにすぎないと解される。

一方、条例における開示又は不開示の判断においては、そうした区別をする理由はなく、株式会社の貸借対照表は、公にすることが予定されている情報であると解される。

したがって、本件情報は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないこと

から、条例第7条第3号イには該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、県を信用して本件行政文書を提出しているのに、開示されてしまうのは目的が違う旨主張している。

しかし、条例に定める開示請求制度は、開示請求者の属性や請求の目的を問わず、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書については実施機関が開示の義務を負うことを定めたものである。そして、本件開示請求が、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資するという条例の目的に明らかに反するものであるとはいえない以上、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)で述べたとおりであることから、異議申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の株式会社に係る以下の文書

- ・ 開設者事業報告書（平成 25 年度）
- ・ 卸売業者事業報告書（平成 25 年度）
- ・ 貸借対照表（平成 25 年度）
- ・ 損益計算書（平成 25 年度）
- ・ 株主資本等変動計算書（平成 25 年度）
- ・ 販売費及び一般管理費（平成 25 年度）
- ・ 株主名簿（直近のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 30	諮問
27. 10. 9	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 10. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 1. 20 (第 478 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 2. 25 (第 482 回審査会)	異議申立人の意見陳述
28. 6. 2 (第 490 回審査会)	審議
28. 7. 11 (第 493 回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 803 号

諮問第 1391 号

件名：卸売業者事業報告書等の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、貸借対照表（以下「本件情報」という。）を開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 1 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 3 月 6 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件情報の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同月 13 日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件情報の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件情報の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 27 日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件情報の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書は、会社法第 440 条で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、愛知県情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ 意見書における主張

実施機関から開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出さ

れた。その内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、住民の公共的関心に基づくものではなく、信用調査業者の営利目的のためのものであることは明らかである。本件開示請求が認められた場合、請求者の取得した弊社の財務情報は、弊社との競争相手となる他の卸売会社を含む第三者に販売されることが予想される。請求者の販売行為により弊社の財務情報が広く流布され、そのことにより弊社の財政状態等についての風評等が生じる恐れがある。そうなった場合、弊社に取引関係上の損害が生じる可能性が生じる。このような危険を弊社に受忍させてまで、県が公開すべき公益上の利益は無いと考える。損益計算書については、実施機関においても権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めて非公開としたものであり、貸借対照表もその内容性質から考え、正当な利益を侵害する危険性があると解すべきである。

実施機関は会社法第 440 条第 1 項の規定により貸借対照表の公告が義務付けられていることからこれを公開しても弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないとする。

しかし、大会社でない弊社においては、貸借対照表の要旨の公告で足りるのであり、実際も要旨のみの公告を行っているのである。弊社は、自社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを回避するためにそのような措置を採っており、弊社においては公告により公開されるのは貸借対照表の要旨であって、貸借対照表そのものであることはない。法令上も貸借対照表そのものは義務付けられてはいないと解すべきである。

そもそも今回の開示請求は貸借対照表を実施機関が取得したことにより初めて成り立ったものである。実施機関が取得した経緯は、実施機関の卸売市場法に基づく検査の際に検査員の要請に協力して財務諸表等を提出したものである。また、愛知県の定めた卸売市場規則第 33 条により添付が義務づけられているために、それを順守するために同じように提出したものである。但し、様式第 22 の「4 経理の状況 (別紙)」において、「卸売業者において、これとは異なる様式により作成したときは、それをもってかえることができる」と規定されている。そこで、現実今年 9 月に行われた、実施機関による検査において、弊社が提出した貸借対照表の要旨について、実施機関より「これでは困るので、決算書の貸借対照表を提出してほしい」と依頼され、検査後速やかに処分することを前提に決算書中の貸借対照表を提出した経緯がある。

また、今回の実施機関の見解にある「開示することとした理由」についても以下のごとく正当性はないものと考えている。

今回の貸借対照表に関する開示理由として、後段で「会社法第 440 条

で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」という弊社の主張を、その次の段において「会社法第 440 条第 2 項においては（中略）、会社計算規則第 138 条から第 142 条までに定める要旨の公告で足りるとされている」と認めている。しかしながら、最終段において、「これを開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと考える」は明らかに論理の飛躍および拡大があり、その主張に正当性が認められるものではないと考える。

従って、今回の実施機関の見解は、貸借対照表を公開する理由として無理やり会社法を持ちだして、一般に公開されている要旨ではなく、県の実施機関が市場検査の中で入手した貸借対照表を公開してもよいと考えるのは、あくまで公開することを前提に無理やりくっつけた論理であると言わざるを得ない。

最後に、県の公開条例は県の県民に対する説明責任の担保等のためであるにも関わらず県の検査に協力して弊社が行った行為や法令の義務によって行った行為により予想外の不利益を被ることは不当といわざるを得ない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件情報を開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

愛知県内の地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 58 条第 1 項の規定により、知事の許可を受けなければならない。そして、同項の許可を受けた者である卸売業者は、愛知県地方卸売市場条例（昭和 46 年愛知県条例第 53 号）第 25 条に基づき、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

本件行政文書は、特定の株式会社（以下「本件事業者」という。）が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及びその添付書類であって、卸売業者事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びに販売費及び一般管理費である。

本件行政文書のうち、貸借対照表については、開示することとしている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、貸借対照表の開示決定を取り消す決定を求めていることから、異議申立ての対象となる部分は、本件情報であると解される。

(2) 本件情報を開示することとした理由

株式会社の貸借対照表については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第

440 条第 1 項において、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と定められている。

また、同条第 2 項において、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」とされている。ここでいう要旨については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 138 条から第 142 条までに定められており、資産の部は流動資産、固定資産及び繰延資産、負債の部は流動負債及び固定負債、純資産の部は株主資本（資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金（資本準備金及びその他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金及びその他利益剰余金）、自己株式及び自己株式申込証拠金）、評価・換算差額等及び新株予約権に区分すること等とされている。

以上のとおり、株式会社は、貸借対照表について公告することとされており、その内容については、開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

異議申立人は、異議申立書において、「会社法第 440 条で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と主張している。

確かに、前記で述べたとおり、会社法第 440 条第 2 項においては、公告方法を官報又は日刊新聞紙に掲載する方法とする株式会社の貸借対照表については、会社計算規則第 138 条から第 142 条までに定める要旨の公告で足りるとされている。

しかし、会社法第 440 条第 1 項において、株式会社には貸借対照表の公告が義務付けられている以上、本件情報は、公にすることが予定されているものと解され、これを開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと考える。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから開示することとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の

もとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の株式会社が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及びその添付書類である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示とし異議申立ての対象となった部分は、貸借対照表である。

(3) 不開示情報該当性について

異議申立人の主張は、貸借対照表の要旨以外を開示されると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当するというものである。

そこで、本件情報が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障することから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

イ 会社法第 440 条第 1 項においては、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と規定している。

ウ 一方、会社法第 440 条第 2 項においては、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」と規定しており、公告方法として、同法第 939 条第 1 項第 1 号に掲げる方法である「官報に掲載する方法」又は同項第 2 号に掲げる方法である「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」を定款で定める株式会社は、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及

び損益計算書。以下同じ。)の要旨を公告することで足りることとしている。

これは、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合は、要旨による公告を認めることで、公告のスペースを減らし、掲載に要する費用を削減するといった、官報又は日刊新聞紙という公告方法の性格に配慮したものと解される。

エ 現に、公告方法として、会社法第 939 条第 1 項第 3 号に掲げる方法である「電子公告」を定款で定める株式会社の場合は、要旨による公告でなくとも費用面の負担に変わりはないと考えられ、同法第 440 条第 1 項の規定により、貸借対照表の全文の公告が必要とされている。

オ また、会社法第 440 条第 3 項においては、「前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前 2 項の規定は、適用しない。」と規定している。

この規定は、会社法第 440 条第 2 項の株式会社、すなわち公告方法として官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定める株式会社が、その公告方法に代えて、インターネット上のウェブサイトに貸借対照表の内容を掲載する方法をとることができるとする規定であるが、これにより公開する貸借対照表も、前記エと同様に、その全文の公開が必要とされている。

カ このように、会社法では、株式会社の貸借対照表を公にすることを前提としており、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合に限り、その特性に応じて、要旨の公告を認めているにすぎないと解される。

一方、条例における開示又は不開示の判断においては、そうした区別をする理由はなく、株式会社の貸借対照表は、公にすることが予定されている情報であると解される。

したがって、本件情報は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 3 号イには該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求が住民の公共的関心に基づくものではなく営利目的のためのものであることは明らかであり、開示請求者の販売行為により財務情報が広く流布され、取引関係上の損害が生じる可能性がある旨主張している。

しかし、条例に定める開示請求制度は、開示請求者の属性や請求の目的を問わず、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書につい

ては実施機関が開示の義務を負うことを定めたものである。そして、本件開示請求が、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資するという条例の目的に明らかに反するものであるとはいえない以上、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)で述べたとおりであることから、異議申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の株式会社に係る以下の文書

- ・卸売業者事業報告書（平成 25 年度）
- ・貸借対照表（平成 25 年度）
- ・損益計算書（平成 25 年度）
- ・株主資本等変動計算書（平成 25 年度）
- ・販売費及び一般管理費（平成 25 年度）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 30	諮問
27. 10. 9	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 10. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 1. 20 (第 478 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 6. 2 (第 490 回審査会)	審議
28. 7. 11 (第 493 回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 804 号

諮問第 1392 号

件名：貸借対照表等の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、貸借対照表の全部及び損益計算書の備考欄（以下「本件情報」という。）を開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 1 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 3 月 6 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件情報の不開示を求めるというものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同月 13 日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件情報の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件情報の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 27 日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件情報の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該決算書類については、中小企業等協同組合法において、組合員以外への開示が求められているものではない。補助金に関する事項に関しての公開は理解できるが、その他の部分について開示されると当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、愛知県情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ 意見書における主張

実施機関から開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、住民の公共的関心に基づくものではなく、信用調査業者の営利目的のためのものであることは明らかである。本件開示請求が認められた場合、請求者の取得した当組合の財務情報は、当組合の競争相手となる他の市場を含む第三者に販売されることが予想される。請求者の販売行為により当組合の財務情報が広く流布され、そのことにより当組合の財政状態等についての風評等が生じる恐れがある。そうなった場合、当組合のみならず、当組合の開設する市場に存在する卸売会社等関係事業者についても取引関係上の損害が生じる可能性が生じる。このような危険を当組合等に受忍させてまで、県が公開すべき公益上の利益は無いと考える。

実施機関は条例第 7 条第 3 号イについて、事業者及び当該情報の性格に応じて判断する必要があるとしている。具体的に当組合は、①中小企業等協同組合法に基づき行政庁の認可を受け設立された法人であること、②組合が非営利目的であること、③税率が軽減されていること、④施策や公共事業の担い手になることが多いことなどから一定の公益性が認められていることを述べている。

これらの主張について異論はないが、仮に一定の公益性があるとしてもそのことから直ちに、正当な利益を害するおそれがないとは言えない。当組合は卸売会社等の出資を受け相互扶助の精神に基づき事業を実施している団体であるが、本件開示請求によって、本来出資者の利益を追求すべき組合が却って出資者に被害を与えることとなるのである。

また、実施機関は、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項の規定（決算関係書類の請求）は条例に基づく開示を否定するものではないと述べている。しかし、同規定では、決算関係書類の請求者は組合員及び債権者に限られており、当組合に関して事実上請求は生じない。

一方、本件情報公開の根拠となっている愛知県情報公開条例は県の県民に対する説明責任の担保と公正で民主的な県政の推進が目的であり、当組合を直接目的とするものではない。

また、実施機関は、当組合が公共性の高い事業の担い手であること、公的助成を受けていることから、その財務状況は住民の関心の対象となるべきものであり、公開により経理の健全性を確保すべきものと述べている。しかし、前述のとおり請求者は住民ではない。経理の健全性は当組合の経営努力や関係者の協力、事業を巡る経済環境の改善により実現するのであって、公開により経理の健全性が確保されるわけではない。卸売市場法第 66 条において県知事に開設者若しくは卸売業者に対し、

その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め検査させることができることとされており、その適切な行使により、経理の健全性はより確実に確保されるものと思われる。

また、実施機関は共同事業や取引行為の具体的な記録がないこと、当組合固有のノウハウが明らかになる情報でないことを述べており、その点には異論はない。

しかし、冒頭で述べたとおり、当組合の財務情報を当組合が開設している市場の競争相手となる他の市場を含む第三者に販売されることにより、当組合及び関係事業者についての信用被害が生じる恐れがあることは明らかであり、正当な利益を害する恐れはあると言わざるを得ない。

そもそも本件情報開示請求は、当組合の財務諸表が実施機関に保管されているために生じたものである。当組合は実施機関の卸売市場法に基づく検査の際に検査員の要請に協力して財務諸表等を提出したものである。また、愛知県の定めた卸売市場規則第 33 条により添付が義務づけられているために、それを順守するために同じように提出したものである。前述のとおり県条例は県の県民に対する説明責任の担保等のためであるにも関わらず、県の検査に協力して当組合が行った行為や法令の義務によって行った行為により当組合が予想外の不利益を被ることは不当といわざるを得ない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件情報を開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

愛知県内で地方卸売市場を開設しようとする者は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 55 条の規定により、知事の許可を受けなければならない。そして、同条の許可を受けた者である開設者は、愛知県地方卸売市場条例（昭和 46 年愛知県条例第 53 号）第 25 条に基づき、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

本件行政文書は、特定の事業協同組合（以下「本件事業者」という。）が卸売市場法第 55 条の許可をした者である知事に提出した書類であって、貸借対照表、損益計算書及び代表・役員名簿である。

本件行政文書のうち、貸借対照表については、開示することとしている。また、損益計算書については、補助金収入、大科目及び合計に係る金額以外の金額を除き、開示することとしている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、損益計算書の備考欄及び貸借対照表の開示決定を取り消す決定を求めていることから、異議申立ての対象となる部分は、本件情報であると解される。

(2) 本件情報を開示することとした理由

ア 条例第 7 条第 3 号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該事業者と県との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等、それぞれの事業者及び情報の性格に応じて、的確に判断する必要があると解される。

イ 事業協同組合は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき行政庁の認可を受けて設立される法人である。中小規模の事業者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことを目的とし、組合自体は営利を目的としないことから、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 66 条第 3 項において、法人税が一般社団法人等を除く公益法人等と同等の税率に軽減されているほか、中小企業振興施策や公共事業の担い手となることが多いなど一定の公益性が認められている法人である。

ウ 事業協同組合の貸借対照表及び損益計算書を含む決算関係書類については、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項の規定により、組合員及び債権者が閲覧等を当該組合に対して請求できるとされている。同項の規定は、組合員等の利益の保護のため、事業協同組合が自ら行わなければならない決算関係書類の開示について定めたものであり、実施機関において提出を受けた決算関係書類を条例に基づいて開示することを禁じるものではないと解される。

事業協同組合は、前記イで述べたとおり、税制上の優遇措置がとられているほか、中小企業振興施策や公共事業の担い手となることが多いなど一定の公益性が認められている法人である。本件事業者についても、公共性の高い事業の担い手となっており、その全般的な財務状況に関する情報は、住民の正当な関心の対象となるべきものである。

エ 本件事業者は、事業協同組合の経営安定に資するため、本県から補助金を受けている。このように公的助成を受けている本件事業者は、公的な性格を有していると解され、一般の法人にも増して、その客観的な財産状態を明らかにして、経理の健全性を確保すべきである。

オ 本件行政文書のうち、貸借対照表には、本件事業者の共同事業や取引行為に関する具体的な情報は記録されていない。また、損益計算書の備考欄には、細科目ごとに主な内容等が記載されているものの、一般的な情報であるほか、補助金収入を除いては、対応する個々の金額を不開示としていることから、本件事業者に特有のノウハウ等が具体的に明らかとなるような情報とはいえない。

カ 以上のことを総合して判断すると、本件情報は、開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは

いえないと考える。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから開示することとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事業協同組合が卸売市場法第 55 条の許可権者である知事に提出した貸借対照表、損益計算書等である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示とし異議申立ての対象となった部分は、貸借対照表の全部及び損益計算書の備考欄である。

(3) 不開示情報該当性について

異議申立人の主張は、本件情報を開示されると組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当するというものである。

そこで、本件情報が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

なお、条例第 7 条第 3 号イに規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があると解される。

イ 当審査会において実施機関に確認したところによると、卸売市場は、生活に欠くことのできない生鮮食料品等を消費者に届けるとともに、日々生産される農林水産物を余すことなく消費につなげていく重要な機能を果たしているが、とりわけ本件事業者は、公費による補助を受け、拠点となる卸売市場を開設及び運営しているとのことである。

本件事業者がこうした公益性の高い役割を担っていることからすれば、その財務状況を一定程度明らかにすることが求められていると解される。

ウ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件情報のうち、貸借対照表は、事業年度の最終日現在における財政状態を示すもので、科目ごとの金額が記載されているものの、科目等の記載内容は一般的なものであり、また、本件事業者の共同事業や取引行為に関する具体的な情報は記録されていない。

また、本件情報のうち、損益計算書の備考欄には、小科目ごとに主な内容等が記載されているが、一般的な情報であったり、対応する金額が補助金収入を除き不開示とされている状態であることから、本件事業者に特有のノウハウ等が具体的に明らかとなるような情報とはいえない。

エ なお、事業協同組合の貸借対照表を始めとした決算関係書類について、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項においては、組合に対して閲覧等の請求をすることができる者を組合員及び組合の債権者に限定している。しかしながら、この規定は、組合と利害関係者との間における情報の公開に関する規定であり、情報公開条例に基づく情報公開とは別の趣旨に基づいて行われるものである。情報公開条例に基づく情報公開は、条例の規定及び趣旨に照らして判断されるべきであって、同法において閲覧等の請求者が限定されているからといって、条例による開示又は不開示の判断が影響を受けるものではない。

オ したがって、本件情報は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 3 号イには該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求が住民の公共的関心に基づくものではなく営利目的のためのものであることは明らかであり、開示請求者の販売

行為により財務情報が広く流布され、取引関係上の損害が生じる可能性がある旨主張している。

しかし、条例に定める開示請求制度は、開示請求者の属性や請求の目的を問わず、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書については実施機関が開示の義務を負うことを定めたものである。そして、本件開示請求が、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資するという条例の目的に明らかに反するものであるとはいえない以上、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)で述べたとおりであることから、異議申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の事業協同組合に係る以下の文書

- ・貸借対照表（平成 25 年度）
- ・損益計算書（平成 25 年度）
- ・代表・役員名簿（直近のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 30	諮問
27. 10. 9	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 10. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 1. 20 (第 478 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 6. 2 (第 490 回審査会)	審議
28. 7. 11 (第 493 回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 805 号

諮問第 1393 号

件名：卸売業者事業報告書等の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、貸借対照表（以下「本件情報」という。）を開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 3 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 5 月 1 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件情報の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件情報の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件情報の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 15 日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件情報の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書は、会社法第 440 条で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、愛知県情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ 意見書における主張

実施機関から開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出さ

れた。その内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、住民の公共的関心に基づくものではなく、信用調査業者の営利目的のためのものであることは明らかである。本件開示請求が認められた場合、請求者の取得した弊社の財務情報は、弊社との競争相手となる他の卸売会社を含む第三者に販売されることが予想される。請求者の販売行為により弊社の財務情報が広く流布され、そのことにより弊社の財政状態等についての風評等が生じる恐れがある。そうなった場合、弊社に取引関係上の損害が生じる可能性が生じる。このような危険を弊社に受忍させてまで、県が公開すべき公益上の利益は無いと考える。損益計算書については、実施機関においても権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めて非公開としたものであり、貸借対照表もその内容性質から考え、正当な利益を侵害する危険性があると解すべきである。

実施機関は会社法第 440 条第 1 項の規定により貸借対照表の公告が義務付けられていることからこれを公開しても弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないとする。

しかし、大会社でない弊社においては、貸借対照表の要旨の公告で足りるのであり、実際も要旨のみの公告を行っているのである。弊社は、自社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを回避するためにそのような措置を採っており、弊社においては公告により公開されるのは貸借対照表の要旨であって、貸借対照表そのものであることはない。法令上も貸借対照表そのものは義務付けられてはいないと解すべきである。

そもそも今回の開示請求は貸借対照表を実施機関が取得したことにより初めて成り立ったものである。実施機関が取得した経緯は、実施機関の卸売市場法に基づく検査の際に検査員の要請に協力して財務諸表等を提出したものである。また、愛知県の定めた卸売市場規則第 33 条により添付が義務づけられているために、それを順守するために同じように提出したものである。但し、様式第 22 の「4 経理の状況 (別紙)」において、「卸売業者において、これとは異なる様式により作成したときは、それをもってかえることができる」と規定されている。そこで、現実今年 9 月に行われた、実施機関による検査において、弊社が提出した貸借対照表の要旨について、実施機関より「これでは困るので、決算書の貸借対照表を提出してほしい」と依頼され、検査後速やかに処分することを前提に決算書中の貸借対照表を提出した経緯がある。

また、今回の実施機関の見解にある「開示することとした理由」についても以下のごとく正当性はないものと考えている。

今回の貸借対照表に関する開示理由として、後段で「会社法第 440 条

で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」という弊社の主張を、その次の段において「会社法第 440 条第 2 項においては（中略）、会社計算規則第 138 条から第 142 条までに定める要旨の公告で足りるとされている」と認めている。しかしながら、最終段において、「これを開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと考える」は明らかに論理の飛躍および拡大があり、その主張に正当性が認められるものではないと考える。

従って、今回の実施機関の見解は、貸借対照表を公開する理由として無理やり会社法を持ちだして、一般に公開されている要旨ではなく、県の実施機関が市場検査の中で入手した貸借対照表を公開してもよいと考えるのは、あくまで公開することを前提に無理やりくっつけた論理であると言わざるを得ない。

最後に、県の公開条例は県の県民に対する説明責任の担保等のためであるにも関わらず県の検査に協力して弊社が行った行為や法令の義務によって行った行為により予想外の不利益を被ることは不当といわざるを得ない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件情報を開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

愛知県内の地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 58 条第 1 項の規定により、知事の許可を受けなければならない。そして、同項の許可を受けた者である卸売業者は、愛知県地方卸売市場条例（昭和 46 年愛知県条例第 53 号）第 25 条に基づき、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

本件行政文書は、特定の株式会社（以下「本件事業者」という。）が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及びその添付書類であって、卸売業者事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びに販売費及び一般管理費である。

本件行政文書のうち、貸借対照表については、開示することとしている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、貸借対照表の開示決定を取り消す決定を求めていることから、異議申立ての対象となる部分は、本件情報であると解される。

(2) 本件情報を開示することとした理由

株式会社の貸借対照表については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第

440 条第 1 項において、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と定められている。

また、同条第 2 項において、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」とされている。ここでいう要旨については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 138 条から第 142 条までに定められており、資産の部は流動資産、固定資産及び繰延資産、負債の部は流動負債及び固定負債、純資産の部は株主資本（資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金（資本準備金及びその他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金及びその他利益剰余金）、自己株式及び自己株式申込証拠金）、評価・換算差額等及び新株予約権に区分すること等とされている。

以上のとおり、株式会社は、貸借対照表について公告することとされており、その内容については、開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

異議申立人は、異議申立書において、「会社法第 440 条で公告が定められている要旨以外において、公に公開されているものではないため、要旨以外を開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と主張している。

確かに、前記で述べたとおり、会社法第 440 条第 2 項においては、公告方法を官報又は日刊新聞紙に掲載する方法とする株式会社の貸借対照表については、会社計算規則第 138 条から第 142 条までに定める要旨の公告で足りるとされている。

しかし、会社法第 440 条第 1 項において、株式会社には貸借対照表の公告が義務付けられている以上、本件情報は、公にすることが予定されているものと解され、これを開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと考える。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから開示することとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の

もとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の株式会社が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及びその添付書類である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示とし異議申立ての対象となった部分は、貸借対照表である。

(3) 不開示情報該当性について

異議申立人の主張は、貸借対照表の要旨以外を開示されると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当するというものである。

そこで、本件情報が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障することから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

イ 会社法第 440 条第 1 項においては、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と規定している。

ウ 一方、会社法第 440 条第 2 項においては、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」と規定しており、公告方法として、同法第 939 条第 1 項第 1 号に掲げる方法である「官報に掲載する方法」又は同項第 2 号に掲げる方法である「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」を定款で定める株式会社は、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及

び損益計算書。以下同じ。)の要旨を公告することで足りることとしている。

これは、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合は、要旨による公告を認めることで、公告のスペースを減らし、掲載に要する費用を削減するといった、官報又は日刊新聞紙という公告方法の性格に配慮したものと解される。

エ 現に、公告方法として、会社法第 939 条第 1 項第 3 号に掲げる方法である「電子公告」を定款で定める株式会社の場合は、要旨による公告でなくとも費用面の負担に変わりはないと考えられ、同法第 440 条第 1 項の規定により、貸借対照表の全文の公告が必要とされている。

オ また、会社法第 440 条第 3 項においては、「前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前 2 項の規定は、適用しない。」と規定している。

この規定は、会社法第 440 条第 2 項の株式会社、すなわち公告方法として官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定める株式会社が、その公告方法に代えて、インターネット上のウェブサイトに貸借対照表の内容を掲載する方法をとることができるとする規定であるが、これにより公開する貸借対照表も、前記エと同様に、その全文の公開が必要とされている。

カ このように、会社法では、株式会社の貸借対照表を公にすることを前提としており、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合に限り、その特性に応じて、要旨の公告を認めているにすぎないと解される。

一方、条例における開示又は不開示の判断においては、そうした区別をする理由はなく、株式会社の貸借対照表は、公にすることが予定されている情報であると解される。

したがって、本件情報は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 3 号イには該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求が住民の公共的関心に基づくものではなく営利目的のためのものであることは明らかであり、開示請求者の販売行為により財務情報が広く流布され、取引関係上の損害が生じる可能性がある旨主張している。

しかし、条例に定める開示請求制度は、開示請求者の属性や請求の目的を問わず、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書につい

ては実施機関が開示の義務を負うことを定めたものである。そして、本件開示請求が、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資するという条例の目的に明らかに反するものであるとはいえない以上、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)で述べたとおりであることから、異議申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の株式会社に係る以下の文書

- ・卸売業者事業報告書（平成 25 年度）
- ・貸借対照表（平成 25 年度）
- ・損益計算書（平成 25 年度）
- ・株主資本等変動計算書（平成 25 年度）
- ・販売費及び一般管理費（平成 25 年度）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 30	諮問
27. 10. 9	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 10. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 1. 20 (第 478 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 6. 2 (第 490 回審査会)	審議
28. 7. 11 (第 493 回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 806 号

諮問第 1394 号

件名：貸借対照表等の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、貸借対照表の全部及び損益計算書の備考欄（以下「本件情報」という。）を開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 3 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 5 月 1 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件情報の不開示を求めるというものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件情報の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件情報の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 15 日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件情報の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該決算書類については、中小企業等協同組合法において、組合員以外への開示が求められているものではない。補助金に関する事項に関しての公開は理解できるが、その他の部分について開示されると当該組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、愛知県情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ 意見書における主張

実施機関から開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、住民の公共的関心に基づくものではなく、信用調査業者の営利目的のためのものであることは明らかである。本件開示請求が認められた場合、請求者の取得した当組合の財務情報は、当組合の競争相手となる他の市場を含む第三者に販売されることが予想される。請求者の販売行為により当組合の財務情報が広く流布され、そのことにより当組合の財政状態等についての風評等が生じる恐れがある。そうなった場合、当組合のみならず、当組合の開設する市場に存在する卸売会社等関係事業者についても取引関係上の損害が生じる可能性が生じる。このような危険を当組合等に受忍させてまで、県が公開すべき公益上の利益は無いと考える。

実施機関は条例第 7 条第 3 号イについて、事業者及び当該情報の性格に応じて判断する必要があるとしている。具体的に当組合は、①中小企業等協同組合法に基づき行政庁の認可を受け設立された法人であること、②組合が非営利目的であること、③税率が軽減されていること、④施策や公共事業の担い手になることが多いことなどから一定の公益性が認められていることを述べている。

これらの主張について異論はないが、仮に一定の公益性があるとしてもそのことから直ちに、正当な利益を害するおそれがないとは言えない。当組合は卸売会社等の出資を受け相互扶助の精神に基づき事業を実施している団体であるが、本件開示請求によって、本来出資者の利益を追求すべき組合が却って出資者に被害を与えることとなるのである。

また、実施機関は、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項の規定（決算関係書類の請求）は条例に基づく開示を否定するものではないと述べている。しかし、同規定では、決算関係書類の請求者は組合員及び債権者に限られており、当組合に関して事実上請求は生じない。

一方、本件情報公開の根拠となっている愛知県情報公開条例は県の県民に対する説明責任の担保と公正で民主的な県政の推進が目的であり、当組合を直接目的とするものではない。

また、実施機関は、当組合が公共性の高い事業の担い手であること、公的助成を受けていることから、その財務状況は住民の関心の対象となるべきものであり、公開により経理の健全性を確保すべきものと述べている。しかし、前述のとおり請求者は住民ではない。経理の健全性は当組合の経営努力や関係者の協力、事業を巡る経済環境の改善により実現するのであって、公開により経理の健全性が確保されるわけではない。卸売市場法第 66 条において県知事に開設者若しくは卸売業者に対し、

その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め検査させることができることとされており、その適切な行使により、経理の健全性はより確実に確保されるものと思われる。

また、実施機関は共同事業や取引行為の具体的な記録がないこと、当組合固有のノウハウが明らかになる情報でないことを述べており、その点には異論はない。

しかし、冒頭で述べたとおり、当組合の財務情報を当組合が開設している市場の競争相手となる他の市場を含む第三者に販売されることにより、当組合及び関係事業者についての信用被害が生じる恐れがあることは明らかであり、正当な利益を害する恐れはあると言わざるを得ない。

そもそも本件情報開示請求は、当組合の財務諸表が実施機関に保管されているために生じたものである。当組合は実施機関の卸売市場法に基づく検査の際に検査員の要請に協力して財務諸表等を提出したものである。また、愛知県の定めた卸売市場規則第 33 条により添付が義務づけられているために、それを順守するために同じように提出したものである。前述のとおり県条例は県の県民に対する説明責任の担保等のためであるにも関わらず、県の検査に協力して当組合が行った行為や法令の義務によって行った行為により当組合が予想外の不利益を被ることは不当といわざるを得ない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件情報を開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

愛知県内で地方卸売市場を開設しようとする者は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 55 条の規定により、知事の許可を受けなければならない。そして、同条の許可を受けた者である開設者は、愛知県地方卸売市場条例（昭和 46 年愛知県条例第 53 号）第 25 条に基づき、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

本件行政文書は、特定の事業協同組合（以下「本件事業者」という。）が卸売市場法第 55 条の許可をした者である知事に提出した書類であって、貸借対照表、損益計算書及び代表・役員名簿である。

本件行政文書のうち、貸借対照表については、開示することとしている。また、損益計算書については、補助金収入、大科目及び合計に係る金額以外の金額を除き、開示することとしている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、損益計算書の備考欄及び貸借対照表の開示決定を取り消す決定を求めていることから、異議申立ての対象となる部分は、本件情報であると解される。

(2) 本件情報を開示することとした理由

ア 条例第 7 条第 3 号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該事業者と県との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等、それぞれの事業者及び情報の性格に応じて、的確に判断する必要があると解される。

イ 事業協同組合は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき行政庁の認可を受けて設立される法人である。中小規模の事業者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことを目的とし、組合自体は営利を目的としないことから、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 66 条第 3 項において、法人税が一般社団法人等を除く公益法人等と同等の税率に軽減されているほか、中小企業振興施策や公共事業の担い手となることが多いなど一定の公益性が認められている法人である。

ウ 事業協同組合の貸借対照表及び損益計算書を含む決算関係書類については、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項の規定により、組合員及び債権者が閲覧等を当該組合に対して請求できるとされている。同項の規定は、組合員等の利益の保護のため、事業協同組合が自ら行わなければならない決算関係書類の開示について定めたものであり、実施機関において提出を受けた決算関係書類を条例に基づいて開示することを禁じるものではないと解される。

事業協同組合は、前記イで述べたとおり、税制上の優遇措置がとられているほか、中小企業振興施策や公共事業の担い手となることが多いなど一定の公益性が認められている法人である。本件事業者についても、公共性の高い事業の担い手となっており、その全般的な財務状況に関する情報は、住民の正当な関心の対象となるべきものである。

エ 本件事業者は、事業協同組合の経営安定に資するため、本県から補助金を受けている。このように公的助成を受けている本件事業者は、公的な性格を有していると解され、一般の法人にも増して、その客観的な財産状態を明らかにして、経理の健全性を確保すべきである。

オ 本件行政文書のうち、貸借対照表には、本件事業者の共同事業や取引行為に関する具体的な情報は記録されていない。また、損益計算書の備考欄には、細科目ごとに主な内容等が記載されているものの、一般的な情報であるほか、補助金収入を除いては、対応する個々の金額を不開示としていることから、本件事業者に特有のノウハウ等が具体的に明らかとなるような情報とはいえない。

カ 以上のことを総合して判断すると、本件情報は、開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは

いえないと考える。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから開示することとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事業協同組合が卸売市場法第 55 条の許可権者である知事に提出した貸借対照表、損益計算書等である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示とし異議申立ての対象となった部分は、貸借対照表の全部及び損益計算書の備考欄である。

(3) 不開示情報該当性について

異議申立人の主張は、本件情報を開示されると組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当するというものである。

そこで、本件情報が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

なお、条例第 7 条第 3 号イに規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があると解される。

イ 当審査会において実施機関に確認したところによると、卸売市場は、生活に欠くことのできない生鮮食料品等を消費者に届けるとともに、日々生産される農林水産物を余すことなく消費につなげていく重要な機能を果たしているが、とりわけ本件事業者は、公費による補助を受け、拠点となる卸売市場を開設及び運営しているとのことである。

本件事業者がこうした公益性の高い役割を担っていることからすれば、その財務状況を一定程度明らかにすることが求められていると解される。

ウ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件情報のうち、貸借対照表は、事業年度の最終日現在における財政状態を示すもので、科目ごとの金額が記載されているものの、科目等の記載内容は一般的なものであり、また、本件事業者の共同事業や取引行為に関する具体的な情報は記録されていない。

また、本件情報のうち、損益計算書の備考欄には、小科目ごとに主な内容等が記載されているが、一般的な情報であったり、対応する金額が補助金収入を除き不開示とされている状態であることから、本件事業者に特有のノウハウ等が具体的に明らかとなるような情報とはいえない。

エ なお、事業協同組合の貸借対照表を始めとした決算関係書類について、中小企業等協同組合法第 40 条第 12 項においては、組合に対して閲覧等の請求をすることができる者を組合員及び組合の債権者に限定している。しかしながら、この規定は、組合と利害関係者との間における情報の公開に関する規定であり、情報公開条例に基づく情報公開とは別の趣旨に基づいて行われるものである。情報公開条例に基づく情報公開は、条例の規定及び趣旨に照らして判断されるべきであって、同法において閲覧等の請求者が限定されているからといって、条例による開示又は不開示の判断が影響を受けるものではない。

オ したがって、本件情報は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 3 号イには該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求が住民の公共的関心に基づくものではなく営利目的のためのものであることは明らかであり、開示請求者の販売

行為により財務情報が広く流布され、取引関係上の損害が生じる可能性がある旨主張している。

しかし、条例に定める開示請求制度は、開示請求者の属性や請求の目的を問わず、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書については実施機関が開示の義務を負うことを定めたものである。そして、本件開示請求が、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資するという条例の目的に明らかに反するものであるとはいえない以上、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)で述べたとおりであることから、異議申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の事業協同組合に係る以下の文書

- ・貸借対照表（平成 25 年度）
- ・損益計算書（平成 25 年度）
- ・代表・役員名簿（直近のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 30	諮問
27. 10. 9	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 10. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 1. 20 (第 478 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 6. 2 (第 490 回審査会)	審議
28. 7. 11 (第 493 回審査会)	審議
28. 9. 16	答申

答申第 807 号

諮問第 1324 号

件名：特定の高等学校野球部監督へのお問い合わせについて等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 8 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 3 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
条例第 7 条 2 号、3 号イ、6 号に該当しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 25 年度に特定の私立高等学校（以下「本件高校」という。）で発生した野球部体罰問題に関して、愛知県県民生活部学事振興課私学振興室（以下「私学振興室」という。）が本件高校に対し私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 6 条を根拠に報告書の提出を求め、本件高校から私学振興室に提出された報告書である。

ア 文書 1「特定の高等学校野球部監督へのお問い合わせについて（平成 26 年 2 月 27 日付け）」

当該文書は、本件高校の野球部体罰問題についての調査結果の報告書であり、関係者から聞き取った内容、被害生徒の保護者とのやりとり等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分で

ある。

イ 文書 2「特定の高等学校野球部体罰問題のお問い合わせについて（平成 26 年 3 月 7 日付け）」

当該文書は、本件高校の野球部体罰問題についての調査結果の報告書であり、関係者から聞き取った内容、アンケート調査結果、部活動での指導状況、被害生徒の保護者とのやりとり等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分である。

ウ 文書 3「特定の高等学校野球部体罰の疑いについて（平成 26 年 3 月 20 日付け）」

当該文書は、本件高校の野球部体罰問題に関する被害生徒の保護者からの申立てについての調査結果の報告書であり、当該申立ての内容、本件高校の体罰問題への取組、野球部の体制、関係者から聞き取った内容、アンケート調査結果、今後の対応等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分である。

エ 文書 4「特定の高等学校野球部監督への疑いについて（平成 26 年 4 月 4 日付け）」

当該文書は、本件高校の野球部体罰問題に関する被害生徒の保護者からの申立てについての調査結果の報告書であり、当該申立ての内容、関係者から聞き取った内容、被害生徒の最近の状況、個人が保護者宛てに送信したメールの内容（以下「メールの内容」という。）等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした個人の氏名、印影、心身の状況、成績、財産の状況、職名及び年齢、学校法人名、メールの内容、当該生徒の学校生活の状況、個人の言動が分かる部分並びにその他個人を識別できる部分（以下「個人の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。このうち、その他個人を識別できる部分として不開示とした部分は、仮に開示すれば、当該部分に記載された個人の態様等によって、特定の個人を識別されるおそれがある。

よって、個人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

- イ 本件行政文書のうち、今回不開示とした部活動の状況（以下「部活動の状況」という。）には、個人の部活動の状況が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。
- ウ 本件行政文書のうち、今回不開示とした校長の所見及び監督の所見（以下「所見」という。）には、当該生徒及びその保護者に対する校長及び監督の考え等が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。
- エ 個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イに該当しない。また、個人の氏名等、部活動の状況及び所見における個人は公務員ではないため、本号ただし書ハにも該当しない。さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため本号ただし書ロには該当せず、本号ただし書ニにも該当しないことは明らかである。
- オ 以上のことから、個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、条例第7条第2号に該当する。
- (3) 条例第7条第3号イ該当性について
- ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした法人の印影（以下「法人の印影」という。）は、事業者が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、事業活動に関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているものとは認められず、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。
- イ 本件行政文書のうち、今回不開示とした法人の取引状況について分かるもの（以下「法人の取引状況」という。）には、事業者の取引先、取引の内容等が記載されており、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。
- ウ 本件行政文書のうち、今回不開示とした法人等の言動が分かる部分（以下「法人等の言動」という。）及び所見には、本件高校の野球部体罰問題や当該生徒及びその保護者に対する事業者としての見解、対応等が記載されており、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害

するおそれがある。

エ 部活動の状況には、本件高校の部活動の体制、運営内容等が記載されており、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。

オ 以上のことから、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

個人の氏名等、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、県が行う私立学校調査・指導事務に関して得た情報であって、公にすることが前提になれば、関係者が率直な意見を述べることを躊躇したり、報告書の作成者も開示されることを意識して、具体的な内容を記載しなくなるおそれがある。そうなれば、体罰等の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、県が行う私立学校調査・指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成25年度に発生した体罰問題に関して本件高校から私学振興室に提出された報告書であり、その記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分のうち、個人の氏名等を条例第7条第2号及び第6号に、法人の印影、法人の取引状況及び法人等の言動を同条第3号イ及び第6号に、部活動の状況及び所見を同条第2号、第3号イ及び第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの

を含む。以下同じ。)が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の氏名等、部活動の状況及び所見が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、個人の氏名等及び部活動の状況には、生徒、保護者その他関係者の言動や心情、被害生徒の保護者の要望に密接に関わる学校法人名、生徒の学校生活の状況等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、所見には、被害生徒及びその保護者に対する校長及び監督の考え等が詳細に記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、個人の氏名等、部活動の状況及び所見における個人は公務員ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録さ

れている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 法人の印影について

法人その他の団体の印影は、法人その他の団体が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、法人の印影は、本件高校が県に提出した報告書に押印した本件高校の代表者のものであり、当該印影を学校経営上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているものとは認められない。

よって、そのような状況にあって、当該印影を公にすることは、本件高校の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ 法人の取引状況について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、法人の取引状況には、本件高校の取引業者名、取引の内容等が記載されており、これを公にした場合、本件高校の取引先や取引状況等が明らかとなり、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

エ 法人等の言動及び所見について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、法人等の言動及び所見には、本件高校の体罰問題や被害生徒及びその保護者に対する本件高校その他の事業者としての見解、対応等が記載されており、公にすることにより、事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

オ 部活動の状況について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、部活動の状況には、本件高校の部活動の管理運営体制等が記載されており、競争上の地位に関わる情報に当たるため、公にすることにより、本件高校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

カ 以上のことから、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、個人の氏名等、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 個人の氏名等、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見について

本件行政文書は、本件高校が体罰問題や被害生徒の保護者の申立てについて県に調査結果を報告した文書であり、当審査会において見分したところ、個人の氏名等、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、被害生徒の保護者が主張する内容や本件高校が関係者から聞き取った内容等を踏まえつつ、本件高校の部活動等の状況も交えながら、本件高校としての見解や対応が詳細に記載されたものであると認められる。

こうした情報を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為等の発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を公にすることにより、県が行う私立学校に関する事務に関し、適正な調査又は指導に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、個人の氏名等、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、条例第7条第6号に該当する。

ウ 法人の印影について

法人の印影は、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号イに該当することから、実施機関の主張する同条第6号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分
<p>文書 1 特定の高等学校野球部監督へのお問い合わせについて（平成 26 年 2 月 27 日付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、心身の状況、成績及び財産の状況 ・学校法人名 ・当該生徒の学校生活の状況 ・個人の言動が分かる部分 ・その他個人を識別できる部分 ・法人等の言動が分かる部分 ・部活動の状況 ・校長及び監督の所見
<p>文書 2 特定の高等学校野球部体罰問題のお問い合わせについて（平成 26 年 3 月 7 日付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、心身の状況、成績及び財産の状況 ・学校法人名 ・当該生徒の学校生活の状況 ・個人の言動が分かる部分 ・その他個人を識別できる部分 ・法人等の言動が分かる部分 ・部活動の状況 ・校長及び監督の所見
<p>文書 3 特定の高等学校野球部体罰の疑いについて（平成 26 年 3 月 20 日付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、心身の状況、成績、財産の状況、職名及び年齢 ・学校法人名 ・当該生徒の学校生活の状況 ・個人の言動が分かる部分 ・その他個人を識別できる部分 ・法人の印影 ・法人等の言動が分かる部分 ・部活動の状況 ・校長の所見
<p>文書 4 特定の高等学校野球部監督への疑いについて（平成 26 年 4 月 4 日付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影、心身の状況及び職名 ・メールの内容 ・当該生徒の学校生活の状況 ・個人の言動が分かる部分 ・法人の印影 ・法人の取引状況について分かるもの ・部活動の状況

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.11	諮問
28. 1. 22	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 1. 27	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 6. 2 (第490回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 15 (第499回審査会)	審議
28.11.24	答申

答申第 808 号

諮問第 1328 号

件名：個別の教育支援計画等の不開示（不存在）決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表 1 の 2 欄に掲げる文書について不存在を理由として不開示としたこと、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を不開示としたこと及び別表 3 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 3 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 11 月 29 日、同月 30 日及び同年 12 月 7 日付けで行った不開示決定並びに同年 11 月 30 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

イ 別表 2 に係る不開示決定について

愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しない。

ウ 別表 3 に係る一部開示決定について

A さんが決裁した文書は存在しない。

文書特定に誤りがある。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 40 件の不開示決定及び 2 件の一部開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、同一の開示請求書に記載された請求内容に係る不開示決定及び一部開示決定に対する異議申立てであり、決定内容も相互に関連性が深いことから、実施機関は、当該 42 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、別表 1 の 2 欄に掲げる文書を作成又は取得しておらず不存在であるので不開示とし、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を不開示とし、及び別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書を特定して一部開示としたというものである。

(1) 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

ア 請求対象文書について

本件開示請求に係る開示請求書には、教育委員会が当事者となった訴訟である平成 22 年（行ウ）第 a 号行政文書不開示決定取消請求事件において、教育委員会が名古屋地方裁判所に提出した乙第 155 号証陳述書（補足）（以下「陳述書」という。）が添付されている。なお、陳述書には、教育委員会に平成 22 年 8 月 27 日付けで提出された行政文書開示請求書に対して、当該請求当時、愛知県立三好養護学校（以下「三好養護学校」という。）に所属した職員 A（以下「A 職員」という。）が分かる範囲で、補正を依頼する通知を行った経緯、補正依頼通知に添付した参考情報の説明等が A 職員自身によって陳述されている。

本件開示請求に係る請求項目②については、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）上の発達障害児か否かの判断を、愛知県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）を始めとする教育委員会では行わず、専ら医療機関が行っていることから、補正依頼通知に、「医師が発達障害と診断したとして保護者が申し出たものを対象としてよろしいでしょうか。」と記載した。また、本件開示請求に係る請求項目④については、補正依頼通知において、「A さんが行政文書開示請求に対して決裁をした文書のうち、開示・不開示の決定をした決裁文書でよろしいでしょうか。」と記載の上、「もし、回答期限までに何らのご連絡もない場合は、上記についての開示請求と理解し、情報公開事務を進めていきます。」と異議申立人に補正の依頼を行ったが、回答期限までに異議申立人から何ら連絡がなかった。

よって、本件開示請求に係る請求項目②及び④に係る対象文書は、教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）及び特別支援学校が管理する文書のうち、医師が発達障害と診断したとして保護者が申し出た児童についての、平成 19 年度から平成 22 年度までの個別の教育支援計画及び A 職員が開示請求に対して決裁又は起案をした文書のうち、開示・不開示の決定をした平成 19 年度から平成 23 年度までの決裁文書と解した。

イ 別表 1 の 2 欄に掲げる文書の存否について

個別の教育支援計画は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、

医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について、特別支援学校、特別支援学級等が中心となって策定する計画であり、医療機関との相談記録、幼児児童生徒や家族の希望、関係機関の具体的支援・連携等が具体的かつ詳細に記載されている。

仮に、特別支援教育課が特別支援学校に対し、日常の学校運営又は幼児児童生徒に対する教育的支援を始めとする教育活動について具体的な指示を行っているとするれば、特別支援学校が行っている日常の学校運営又は教育的支援について本庁各課が把握する必要性が生じることが考えられることから、特別支援学校が作成及び管理をしている個別の教育支援計画を、特別支援教育課が入手している可能性があった。

しかし、特別支援学校の校長は、校務をつかさどる（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 37 条第 4 項、第 49 条及び第 82 条）こととされるなど、日常の学校運営又は教育活動については、相当程度、自律的に行われることが予定されていることもあり、特別支援教育課は特別支援学校に対する指導も含めて、具体的な教育活動を行っていない。

よって、特別支援教育課は、特別支援学校が行っている日常の学校運営又は教育的支援について把握する必要はなく、特別支援教育課が特別支援学校に日常の学校運営又は教育的支援の具体的な内容について、何らかの報告を求めることはない。

また、特別支援教育課の職員が、仮に、何らかの研修会等に参加し、その研修会等の配付資料に別表 1 の分類 1 の請求項目②に係る文書に該当するものがあり、当該文書を受け取った場合も考えられたため、念のため特別支援教育課において探索したが、やはり同表の分類 1 の請求項目②に係る文書は存在しなかった。

なお、愛知県立豊川養護学校本宮校舎（以下「豊川養護学校本宮校舎」という。）及び愛知県立みあい養護学校は平成 21 年度開校であることから、前記 2 校における平成 19 年度及び平成 20 年度の別表 1 の分類 2 の請求項目②に係る文書は当然存在しない。

また、A 職員については、平成 19 年度は愛知県立港養護学校（以下「港養護学校」という。）の職員として、平成 20 年度から平成 22 年度までは三好養護学校の職員として、平成 23 年度は愛知県立安城養護学校（以下「安城養護学校」という。）の職員として勤務しており、特別支援教育課はもちろん、前記 3 校を除く特別支援学校には所属していない。

なお、港養護学校に対する開示請求に係る文書は 3 年保存とされていることから、本件開示請求日である平成 24 年 3 月 21 日時点では、港養

護学校が管理する平成 19 年度の当該文書は既に廃棄されている。

念のため、特別支援教育課並びに三好養護学校及び安城養護学校を除く特別支援学校において探索したが、やはり別表 1 の分類 1 及び分類 3 の請求項目④に係る文書は存在しなかった。

以上のことから、特別支援教育課並びに三好養護学校及び安城養護学校を除く特別支援学校は、別表 1 に係る文書を作成又は取得していない。

(2) 別表 2 に係る不開示決定について

ア 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書の特定について

別表 2 に係る行政文書は、前記(1)アに記載のとおり、特別支援学校が管理する文書のうち、医師が発達障害と診断したとして保護者が申し出た児童についての、平成 19 年度から平成 22 年度までの個別の教育支援計画と解し、当該計画を管理している各特別支援学校において特定した。

なお、別表 2 の分類 3 の 2 欄に記載の特別支援学校（14 校）は、障害種別が盲、聾及び肢体不自由の特別支援学校であり、発達障害と診断された幼児児童生徒が在籍しているとは限らないことから、仮に各特別支援学校を単位として、文書の存否を明らかにした開示決定等を行えば、開示するか否かにかかわらず、当該各特別支援学校において、発達障害と診断された幼児児童生徒が在籍し又は在籍していたか否かという条例第 7 条第 2 号に該当する情報が公とされてしまう。よって、前記 14 所属の特別支援学校が管理する別表 2 に係る対象行政文書を、特別支援教育課が一括して特定した。

イ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書の条例第 7 条第 2 号該当性について

別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書には、幼児児童生徒の氏名、性別、学年、学校名、生年月日、現住所、家族構成、家庭環境、入学前の情報、本年度までの情報、障害の種類及び程度、行動等の特徴、健康状態、学習状況、身辺処理能力並びに手帳の有無、作成者、保護者及び担任の氏名、医療機関との相談記録、関係機関の具体的支援・連携、相談指導記録、長期目標、支援の手だて、指導の目標、主な指導場面、具体的支援、幼児児童生徒や家族の願い、相談内容及び理由、特別支援学校の所見等が具体的かつ詳細に記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。よって、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書はいずれも、法令若しくは条例

の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イに該当しない。また、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書の条例第 7 条第 6 号該当性について

別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書はいずれも、障害を有する実在の幼児児童生徒の特徴的な言動、健康、家庭環境、願い、保護者の希望及び相談内容、関係機関の具体的支援・連携・評価等の観点から観察した障害の実態等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{たん}のない意見も交えながら、具体的に記載されている。例えば、他の幼児児童生徒から具体的なからかいを受けたことや嫌がらせを受けたこと、あるいは当該幼児児童生徒の自傷行為等の具体的内容が記載されていたり、当該幼児児童生徒の対応に疲れ果てた保護者が、心を許している教員の前で、自己の育て方を責め、子の前から逃げ出したいなどといった心情をありのままに記載していたりするものもある。

よって、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書に記載されている内容は、幼児児童生徒本人及びその保護者が、通常他人に知られたいと考える内容が記載されていることから、特別支援教育以外の目的で第三者に提供されることを想定していない性質のものである。にもかかわらず、仮に別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書が公となれば、幼児児童生徒本人の自尊心が傷つけられ、意欲や向上心を失うおそれがあるのみならず、今後、幼児児童生徒本人、保護者等の関係者は県立学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、また作成者である県立学校は、開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することとなり、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を具体的かつ詳細に記載することが困難となる。そうすると、長期的な視点に立って、一貫して的確に教育的支援を行うことや幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育を行うことができなくなるおそれがあり、結果として、教育委員会の教育指導事務及び学校運営事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 別表 3 に係る一部開示決定について（同表の 2 欄に掲げる行政文書の特

定について)

別表 3 に係る対象文書は、前記(1)アに記載のとおり、A 職員が開示請求に対して決裁又は起案をした文書のうち、開示・不開示の決定をした平成 19 年度から平成 23 年度までの決裁文書と解し、三好養護学校及び安城養護学校において、A 職員が開示請求に対して決裁した全ての文書を特定した。

その内訳は、起案文、通知案及び開示請求書で構成されている。

起案文は、担当者が決裁を得るための書類で、起案者氏名、標題、決裁者等の氏名、伺い文等が記載されている。

通知案は、教育委員会が開示請求者に対して行う開示決定等を通知する文書の案であり、標題、決定した日付、宛先、決定所属、公印の印影、行政文書の名称、開示を実施する日時及び場所、開示の実施の方法、開示の実施に要する費用の額、開示しないこととした部分、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由、担当課等、教示等が記載されており、そのうち開示しないこととした部分は、個人の氏名である。

開示請求書は、前記開示決定等に係る開示請求書であり、標題、日付、宛先、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び FAX 番号、請求内容、開示の実施の方法等が記載されており、そのうち開示しないこととした部分は、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び FAX 番号である。

なお、開示請求に対して三好養護学校が開示決定等を平成 20 年度に行った事例がないことから、平成 20 年度には三好養護学校が開示・不開示の決定を行っておらず、当然、当該決定に係る決裁文書は存在しない。

(4) 異議申立人の主張について

ア 別表 3 に係る異議申立書の異議申立ての趣旨及び理由によれば、開示請求に対する文書特定に誤りがある旨述べているのみであることから、不開示情報該当性については、異議申立ての対象とはなっていないと解されるが、念のため、不開示情報該当性についても、以下において説明する。

イ 別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書の条例第 7 条第 2 号該当性について

別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書において、今回不開示としたもののうち、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び FAX 番号（以下「個人の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、個人の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イに該当しない。また、人の生命等を保護するため公

にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、個人の氏名等は、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、個人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

ウ 異議申立人は、別表3に係る異議申立書において「Aさんが決裁した文書は存在しない 文書特定に誤りがある」と主張しているが、前記(1)及び(3)に記載のとおり、同表の2欄に掲げる行政文書は存在するし、当該文書の他に、同表の請求項目に該当する文書は存在しないため、同欄に掲げる行政文書の特定において誤りはないと考える。

5 審査会の判断

(1) 別表1に係る不開示（不存在）決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、別表1の2欄に掲げる文書の存否について、以下判断するものである。

イ 別表1の2欄に掲げる文書について

別表1の2欄に掲げる文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

ウ 別表1の2欄に掲げる文書の存否について

(ア) 別表1の分類1の請求項目②及び分類2に係る文書について

実施機関によると、個別の教育支援計画は、障害のある幼児児童生徒一人一人について、特別支援学校、特別支援学級等が中心となって策定する計画であるとのことである。

また、学校教育法において特別支援学校の校長は校務をつかさどることとされるなど、特別支援学校が行っている日常の学校運営又は教育活動については、相当程度、自律的に行われることが予定されていることもあり、特別支援教育課は、特別支援学校に対する指導も含めて具体的な教育活動を行っておらず、特別支援学校が行っている日常

の学校運営又は教育的支援について把握する必要はなく、その具体的な内容について何らかの報告を求めることはないとのことである。

なお、豊川養護学校本宮校舎は、平成 21 年度開校であることから、別表 1 の分類 2 に係る文書は存在しないとのことである。

特別支援教育課が具体的な教育活動を行っておらず、特別支援学校に日常の学校運営又は教育活動の具体的な内容について報告を求めることがなく、また、豊川養護学校本宮校舎が平成 21 年度開校であるのであれば、別表 1 の分類 1 の請求項目②及び分類 2 に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(イ) 別表 1 の分類 1 の請求項目④及び分類 3 に係る文書について

実施機関によると、A 職員は、平成 19 年度は港養護学校、平成 20 年度から平成 22 年度までは三好養護学校、平成 23 年度は安城養護学校の職員として勤務しており、平成 19 年度から平成 23 年度までに特別支援教育課及びこれらの特別支援学校を除く特別支援学校には所属していないとのことである。

また、港養護学校における開示請求に係る文書は 3 年保存とされていることから、本件開示請求日である平成 24 年 3 月 21 日時点では、港養護学校が管理する平成 19 年度の当該文書は既に廃棄されているとのことである。

A 職員が平成 19 年度から平成 23 年度までに特別支援教育課及び前記の特別支援学校を除く特別支援学校には所属しておらず、また、港養護学校における開示請求に係る文書の保存期間が 3 年とされているのであれば、別表 1 の分類 1 の請求項目④及び分類 3 に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(ウ) 以上のことから、別表 1 の 2 欄に掲げる文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。また、他に同欄に掲げる文書が存在するとうかがわれる事情も推認することはできない。

(2) 別表 2 に係る不開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されること

のないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

イ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書について

別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、特別支援学校が管理する平成 19 年度から平成 22 年度までの個別の教育支援計画のうち、医師が発達障害と診断したとして保護者が申し出た児童についてのものであり、その記載内容は、前記 4(2)イ及びウで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、その全てを不開示としている。

ウ 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書、すなわち個別の教育支援計画が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 当審査会において、実施機関から提出された個別の教育支援計画を見分したところ、個別の教育支援計画は、いずれも障害を有する実在の幼児児童生徒の障害の実態等が、保護者等の心情や関係者の意見も交えながら、具体的にかつ詳細に記載されたものであると認められることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、個別の教育支援計画は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

個別の教育支援計画は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないと認められることから、同号ただし書イには該当しない。また、個別の教育支援計画が、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないこと

は明らかである。

(ウ) 以上のことから、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

エ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 個別の教育支援計画を公にすれば、保護者等及び関係者が県立学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇し、また、作成者が開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することになり、結果として、教育委員会の教育指導事務等の遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 別表 3 に係る一部開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、以下判断するものである。

イ 別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書について

別表 3 に係る開示請求の内容は、同表の 1 欄のとおりであり、実施機関は、前記 4(3)で述べた理由により、同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定したとのことである。

そして、実施機関は、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象とはなっていないと解釈したとのことである。この実施機関の解釈については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されているところ、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたが異議申立人から意見はなく、意見

陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答がなかったことからすれば、実施機関の解釈に誤りはないものと認められる。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

ウ 別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書の特定について

本件開示請求に係る請求項目④は、前記 4(1)アで実施機関が説明するとおり、特定の職員が開示請求に対して決裁又は起案をした平成 19 年度から平成 23 年度までの決裁文書のうち、開示又は不開示の決定をしたものを求めるものである。

実施機関によると、異議申立人は、別表 3 に係る異議申立書において「A さんが決裁した文書は存在しない 文書特定に誤りがある」と主張しているが、同表の 2 欄に掲げる行政文書は存在し、当該文書の他に、三好養護学校及び安城養護学校において本件開示請求に係る請求項目④に該当する文書は存在しないとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書を見分したところ、A 職員が開示請求に対する開示・不開示の決定について起案又は承認をしていることが認められた。

したがって、別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書を特定したとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

エ 以上のことから、別表 3 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し、実施機関が同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定して一部開示としたことに誤りはないものと認められる。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (不開示 (不存在) 決定)

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 担当課等
分類 1	特別支援学校 特別支援教育課に対する開示請求 ②個別の教育支援計画 (発達障害者支援法上の発達障害児のもの) H19 年度～H22 年度 ④A さんが開示請求書に対する行政文書の開示・不開示の判断をしたことがわかる文書 H19 年度～H23 年度	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	特別支援教育課
分類 2	特別支援学校 特別支援教育課に対する開示請求 ②個別の教育支援計画 (発達障害者支援法上の発達障害児のもの) H19 年度～H20 年度	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	豊川養護学校本宮校舎
分類 3	特別支援学校 特別支援教育課に対する開示請求 ④A さんが開示請求書に対する行政文書の開示・不開示の判断をしたことがわかる文書 H19 年度～H23 年度	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	名古屋盲学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	岡崎盲学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	名古屋聾学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	千種聾学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	豊橋聾学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	岡崎聾学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	一宮聾学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	みあい養護学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	一宮東養護学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	半田養護学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	半田養護学校桃花校舎
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	春日台養護学校

同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	豊川養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	佐織養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	春日井高等 養護学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	豊田高等養 護学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	名古屋養護 学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	港養護学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	豊橋養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	岡崎養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	一宮養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	ひいらぎ養 護学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	小牧養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	大府養護学 校

別表 2 (不開示決定)

1 分類	2 行政文書の名称	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 担当課等
分類 1	個別の教育支援計画 (平成 21 年度及び平成 22 年度)	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	みあい養護 学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	豊川養護学 校本宮校舎
分類 2	個別の教育支援計画 (平成 19 年度～平成 22 年度)	平成 24 年 11 月 29 日	平成 24 年 12 月 14 日	一宮東養護 学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	半田養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	半田養護学 校桃花校舎
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	春日台養護 学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	豊川養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	安城養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 29 日	平成 24 年 12 月 14 日	佐織養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	三好養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 29 日	平成 24 年 12 月 14 日	春日井高等 養護学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	豊田高等養 護学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	大府養護学 校
分類 3	名古屋盲学校、岡崎盲学校、名古屋聾学 校、千種聾学校、豊橋聾学校、岡崎聾学 校、一宮聾学校、名古屋養護学校、港養 護学校、豊橋養護学校、岡崎養護学校、 一宮養護学校、ひいらぎ養護学校及び小 牧養護学校分 個別の教育支援計画 (平成 19 年度～平成 22 年度)	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	特別支援教 育課

別表 3 (一部開示決定)

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称	3 一部開示 決定日	4 異議申立 日	5 担当課等
特別支援学校 特別支援 教育課に対する開示請求 ④A さんが開示請求書に 対する行政文書の開示・ 不開示の判断をしたこと がわかる文書 H19 年度～H23 年度	開示・不開示の決裁文書 (平成 21 年度及び平成 22 年度)	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 28 日	三好養護学 校
同上	開示・不開示の決裁文書 (平成 23 年度)	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 28 日	安城養護学 校

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.20	諮問
27.3.20	実施機関から不開示理由説明書を受理
27.3.27	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.9.25 (第468回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28.3.7 (第483回審査会)	審議
28.8.8 (第496回審査会)	審議
28.11.24	答申